（前照灯等）

第29条　平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第32条の規定並びに細目告示第42条、第120条及び第198条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一　自動車（被牽（けん）引自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。以下この号から第4号までにおいて同じ）の前面には、次の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。

イ　走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方100メートル（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあっては、50メートル）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は22万5000カンデラを超えないこと。

ロ　走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ハ　走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含むすべてが同一であること。

ニ　走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

二　走行用前照灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ　走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、1個、2個又は4個であること。

ロ　走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、この限りでない。

ハ　走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を1個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。

三　自動車の前面の両側には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯をそ

の前面に備えればよい。

イ　すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方40メートル（第1号イ括弧書の自動車に備えるものにあっては、15メートル）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

ロ　すれ違い用前照灯は、イに規定するほか、第1号ハ及びニの基準に準じたものであること。

四　すれ違い用前照灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ　すれ違い用前照灯の数は、2個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。

ロ　二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2メートル以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1.2メートル以下に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上0.5メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上0.5メートル以上に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

ハ　二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1.2メートル以下となるように取り付けられていること。

ニ　すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400ミリメートル以内（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400ミリメートル以内に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最外側の位置）となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあってはこの限りでない。

ホ　すれ違い用前照灯は、イからニまでに規定するほか、第2号ハの基準に準じたものであること。

五　最高速度20キロメートル毎時未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってそのすべてが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有す

る走行用前照灯を1個、2個又は4個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個）備えなければならない。この場合において、その光度が1万カンデラ以上のものにあっては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個その前面に備えなければならない。

六　前号後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯にあっては、前号の規定によるほか、第1号（ロ及びニに限る。）及び第2号ロの規定を、すれ違い用前照灯にあっては第3号（イを除く。）及び第4号（イを除く。）の規定を準用する。この場合において、第4号ロ中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と、同号ニ中「二輪自動車」とあるのは「最高速度20キロメートル毎時未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。

七　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前各号の規定によるほか、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。

八　自動車には、次の基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この号において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。

イ　前照灯照射方向調節装置は、すれ違い用前照灯の照射光線を自動車のすべての乗車又は積載の状態において確実に他の交通を妨げないようにすることができるものであること。

ロ　前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

ハ　手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。

九　自動車に備える前照灯には、前照灯洗浄器を備えることができる。

十　前照灯洗浄器は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ　前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、前照灯の光度を回復するのに十分な洗浄性能を有するものであること。

ロ　第1号及び第3号に掲げる前照灯の性能を損なわないものであること。

ハ　走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

ニ　歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのないこと。

十一　前照灯洗浄器は、前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ　運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。

ロ　灯火装置及び反射器並びに指示装置の性能を損なわないように取り付けられていること。

2　次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自　動　車	条　項
一　昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第4号ニ
二　平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	第7号
三　平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号ロ及び第9号から第11号まで

3　次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自　動　車	条　項	読み替えられる字句	読み替える字句
一　昭和35年9月30日以前に製作された自動車	第1号イ	100メートル（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあっては、50メートル）	50メートル（軽自動車、最高速度25キロメートル毎時未満の自動車に備えるものにあっては、15メートル）
	第3号イ	40メートル（第1号イ括弧書の自動車に備えるものにあっては、15メートル）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。	15メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度25キロ

			メートル毎時未満の自動車に備えるものでその光源が25ワット以下のものにあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。
	第4号ロ	すれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2メートル以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1.2メートル以下に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上0.5メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違	すれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方25メートルにおける地面からの高さが1.2メートルを超えないこと。

		い用前照灯でその自動車の構造上地上0.5メートル以上に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。	
	第4号ハ	すれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1.2メートル以下となるように取り付けられていること。	すれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方25メートルにおける地面からの高さが1.2メートルを超えないこと。
	第5号	光度が1万カンデラ以上のもの	光源が25ワットを超えるもの
二　昭和35年10月1日から昭和38年10月14日までに製作された自動車	第1号イ	最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車	大型特殊自動車
三　昭和44年3月31日以前に製作された自動車	第2号イただし書及び第4号イただし書	並びに幅0.8メートル以下の自動車	、三輪自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車
四　昭和35年10月1日から昭和48年11月30日までに製作された自動車	第3号イ	40メートル	30メートル

五　昭和35年10月1日から平成17年12月31日までに製作された自動車	第4号ロ	上縁 、下縁の高さが地上0.5メートル以上（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上0.5メートル以上に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最高の高さ）となるように	中心 となるように

4　平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52　3.23.の規定は、適用しない。

5　平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添52　4.2.8.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第869号）による改正前の細目告示別添52　4.2.8.の規定に適合するものであればよい。

6　保安基準第32条第3項及び第6項並びに細目告示第42条第4項ただし書及び第7項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成20年7月11日から平成23年1月10日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規則6.1.2.及び6.2.2.の規定にかかわらず、協定規則第48号第3改訂版補足第4改訂版の規則6.1.2.及び6.2.2.の規定に適合するものであればよい。

7　平成21年7月10日以前に製作された自動車については、協定規則第123号改訂版補足第9改訂版の規則5.3.2.1.の規定は、適用しない。

8　平成18年1月1日から平成26年9月30日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第42条第2項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示第42条第2項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定に適合するものであればよい。

9　平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52　3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52　3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。

10　保安基準第32条第3項、第6項及び第9項並びに細目告示第42条第4項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書及び第10項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

11　平成21年10月23日以前に製作された最高速度20キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第42条第2項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第42条第2項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第98号補足第11改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第112号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

12　平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52　3.27.の規定は、適用しない。

13　保安基準第32条第3項、第6項及び第9項並びに細目告示第42条第4項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書及び第10項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。

14　平成22年8月18日以前に製作された最高速度20キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第42条第2項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.　の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第42条第2

項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第112号補足第11改訂版」と読み替えることができる。

15　平成22年8月18日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第42条第8項、第120条第9項、別添52　4.23.2.及び別添55　4.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第42条第8項、第120条第9項、別添52　4.23.2.及び別添55　4.1.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」とあるのは「同規則補足第3改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第123号補足第3改訂版」と読み替えることができる。

16　平成27年12月8日以前に製作された最高速度20キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第42条第2項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.　の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第42条第2項及び第6項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第98号補足第13改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第112号補足第12改訂版」と読み替えることができる。

17　平成27年12月8日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第42条第8項、第120条第9項、別添52　4.23.2.及び別添55　4.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第42条第8項、第120条第9項、別添52　4.23.2.及び別添55　4.1.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」とあるのは「同規則補足第4改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

18　平成23年10月27日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52　4.1.7.1.、4.1.7.2.、4.1.8.1.及び4.1.9.3.の規定は、適用しない。

19　保安基準第32条第3項、第6項及び第9項並びに細目告示第42条第4項ただし書、第7項た

だし書、第9項ただし書及び第10項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

20　平成27年7月25日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第42条第2項及び第6項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第42条第2項及び第6項の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第113号第2改訂版」とあるのは「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

21　令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第42条第2項、第6項及び第8項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第42条第2項、第6項及び第8項の規定に適合するものであればよい。

22　次の各号に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、細目告示第120条第7項第14号及び第11項第18号、第198条第7項第14号及び第11項第18号並びに別添52　4.2.7.5.及び4.2.7.6.の規定は適用しない。

一　令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車に限る。以下この項において同じ。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）にあっては令和3年4月7日）以前に製作された自動車

二　令和2年4月8日から令和3年12月31日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和5年4月7日）まで（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては令和3年4月8日から令和5年10月7日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては令和3年4月7日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和2年4月8日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては令和3年4月8日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては令和3年4月7日）以前に指定を受けた型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては令和5年10月7日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当

該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

23　保安基準第32条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第42条第1項、第2項、第6項、第8項及び第11項、第120条第1項及び第9項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第42条第1項、第2項、第6項、第8項及び第11項、第120条第1項及び第9項並びに別添52　4.1.2.及び4.2.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」とあるのは「同規則第2改訂版」と、「同規則改訂版補足第8改訂版」とあるのは「同規則第2改訂版」と、「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第98号第2改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第112号第2改訂版」と、「同規則第2改訂版」とあるのは「同規則第3改訂版」と、「協定規則第113号第2改訂版」とあるのは「協定規則第113号第3改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第123号第2改訂版」と読み替えることができる。

24　次に掲げる二輪自動車については、細目告示第42条第4項及び第7項、第120条第3項及び第7項、第198条第3項及び第7項並びに別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第42条第4項及び第7項、第120条第3項及び第7項、第198条第3項及び第7項並びに別添53の規定に適合するものであればよい。

一　令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

二　令和5年9月1日以降に製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

25　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添52　4.2.7.5.及び4.2.7.6.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第713号）による改正前の細目告示別添52　4.2.7.5.及び4.2.7.6.の規定に適合するものであればよい。

一　令和6年8月31日以前に製作された自動車

二　令和6年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和6年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和6年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和6年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査

証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

26　次に掲げる自動車については、細目告示第42条第1項、第2項、第6項、第8項及び第11項、第120条第1項及び第9項、第198条第1項、別添52　4.1.2.、4.2.2.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.及び4.23.9.5.並びに別添53　5.1.4.及び5.1.5.6.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第42条第1項、第2項、第6項、第8項及び第11項、第120条第1項及び第9項、第198条第1項、別添52　4.1.2.、4.2.2.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.及び4.23.9.5.並びに別添53　5.1.4.及び5.1.5.6.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第149号」とあるのは「協定規則第149号補足第5改訂版」と読み替えることができる。

一　令和8年8月31日以前に製作された自動車

二　令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車